

## 夜間投入金庫規定

### 1. (利用目的)

この夜間投入金庫は、当行におけるご本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

### 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに申込者または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. (手数料)

- (1) この夜間投入金庫の利用による手数料として基本料金と取扱料金を支払ってください。
- (2) 基本料金は、当行所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年10月1日（休日の場合は翌営業日）に、申込者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の基本料金は、契約時に契約日の属する月の翌月から月割計算により支払ってください。
- (3) 取扱料金は、当行所定の夜間投入金庫専用入金帳（以下「入金帳」という）1冊につき定める当行所定の料金により入金帳交付時に支払うものとし当行において本人が指定した預金口座から預金通帳および同払戻請求書または小切手によらず引落しのうえ取扱料金を充当することができるものとします。
- (4) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (5) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの基本料金を月割計算により返戻します。

### 4. (利用方法)

- (1) この夜間投入金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当行所定のご入金票および通帳等とともに当行所定の預入用袋に入れ、その預入用袋を施錠のうえ夜間投入金庫に投入してください。なお、ご入金票には氏名、預金種類、口座番号、金額（内訳）、日付、時刻、その他必要事項を記入してください。
- (2) 預入用袋が完全に投入されますとレシート（投入袋受付票）が発行されますので、必ずお持ち帰りください。なお、外扉は閉鎖後に施錠してください。

### 5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間投入金庫に投入された預入用袋内の現金、証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅延なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、ご入金票に記帳された金額が当行で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入れ金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行は責任を負いません。

## 6. (預入用袋等の返却)

預入用袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 7. (鍵の保管等)

- (1) 外扉用鍵はご本人が保管し、その鍵を使用して夜間投入金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預入用袋の鍵正副2個のうち、正鍵はご本人が、副鍵は当行が保管し、預入用袋の開閉に使用します。

## 8. (鍵、預入用袋の喪失、き損)

外扉用鍵、預入用袋および預入用袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届け出てください。なお、この場合、修理費、再制作費または錠前等の取り替えに要する費用を負担してください。

## 9. (損害の負担等)

この夜間投入金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、外扉の不完全な閉扉、預入用袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間投入金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 10. (解約等)

この契約は、ご本人または当行の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。この場合には外扉用鍵、預入用袋および預入用正鍵等を直ちに当行へ返してください。

## 11. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間投入金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、外扉用鍵、預入用袋および預入用正鍵についても同様とします。

## 12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 13. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上

(2020年4月1日改正)